

山口市景観形成重点地区助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口市景観条例（平成17年山口市条例第205号。以下「条例」という。）第23条の規定に基づき助成する山口市景観形成重点地区助成金（以下「助成金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、特別の定めのある場合を除くほか、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）、条例及び山口市景観条例施行規則（平成17年山口市規則第183号。以下「規則」という。）の例による。

(助成金の交付対象行為)

第3条 助成金の対象行為となる行為（以下「助成対象行為」という。）は原則、法第8条第2項第2号の規定による景観形成基準及びその他市長が必要と認める基準を満たす行為で、別表第1に掲げる助成対象基準に適合するものとする。

(助成金の交付申請者)

第4条 助成金の交付を申請することができるものは、前条の行為をしようとする建築物等の所有者及び権原を有する者で、市税等の滞納がない者とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、別表第2に掲げる対象物件等に応じて定める助成率により助成限度額の範囲において市長が決定する額を合計した額による。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 前項の規定による助成金の額の合計は、山口のみどりの生活通り推進事業補助金によるものを除き、同一敷地内の助成交付対象物について、100万円を超えないものとする。

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、山口市景観形成重点地区助成金交付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる図書を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 設計図書（位置図・配置図・平面図・立面図・構造詳細図・仕上げ表）
- (2) 工事費見積書
- (3) 現況写真
- (4) 市税等の滞納の無いことの証明
- (5) その他市長が必要と認める図書

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を審査し、適当と認めて助成金の交付を決定したときは、山口市景観形成重点地区助成金交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとし、また、不適当と認めて助成金の交付を決定しなかったときは、その旨を記載した文書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、助成金の交付を決定する場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、これに条件を付することができる。

(申請事項の変更)

第8条 前条第1項の規定により助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、山口市景観形成重点地区助成金交付申請書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、第6条各号に掲げる図書を添付して山口市景観形成重点地区助成金交付変更申請書（別記様式第3号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、山口市景観形成重点地区助成金交付変更決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(助成対象行為の遂行)

第9条 助成対象者は、助成対象行為に着手したときは、直ちに山口市景観形成重点地区助成対象行為着手届（別記様式第5号）を市長に提出するものとする。

(助成対象行為の完了報告)

第10条 助成対象者は、助成金の交付の決定に係る助成対象行為を完了したときは、速やかに、山口市景観形成重点地区助成対象行為完了報告書（別記様式第6号）に次に掲げる図書を添付して市長に提出し、検査を受けなければならない。

(1) 実施設計図書

(2) 工事完成写真

(3) 支払いを証する書面（領収書等）

(4) その他市長が必要と認める図書

(助成金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る内容が助成金の交付決定の内容に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは交付すべき助成金の額を確定し、山口市景観形成重点地区助成金交付確定額通知書（別記様式第7号）により、助成対象者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第12条 助成対象者は、前条の規定による通知を受けたときは、山口市景観形成重点地区助成金交付請求書（別記様式第8号）により、市長に助成金の交付を請求するものとする。

(助成金の交付)

第13条 市長は、前条の請求を受けたときは、当該請求に係る助成金を交付するものとする。

(助成金の交付決定の取消し)

第14条 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 助成金の交付申請内容以外の用途に使用したとき。

(2) 不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(3) 助成金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) 条例第1条の目的の達成に支障となる行為を行ったとき又は目的の達成に必要な市長の指示に従わなかったとき。

(助成金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、山口市景観形成重点地区助成金返還命令書（別記様式第9号）により期限を定めてこれを返還させるものとする。

（助成金交付の制限等）

第16条 助成金の交付は、同一の建築物等の種別毎に1回限りとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

2 助成対象者は、助成金交付対象物の適正な管理に努めるものとする。

（細則）

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第3条の規定について、平成25年9月30日までに実施される行為に係る助成交付申請の場合にあつては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。